

交通安全教育用視聴覚教材・機器貸出要領

1 目 的

この要領は、滋賀県内における交通安全教育を支援するため、滋賀県土木交通部道路保全課(以下、「貸主」という。)が保有する交通安全教育用視聴覚教材・機器(以下「教材等」という。)を貸し出すことについて必要な事項を定める。

2 貸出教材等

貸出教材等は、別表のとおりとし、教材の同時貸出は3本以内、機器は2セット以内とする。

3 貸出対象者

貸出対象者(以下、「借主」という)は、次のとおりとする。

- (1) 県内に所在する地方公共団体や学校・幼稚園・保育園、安全運転管理者を置く事業所などの交通安全教育関係団体等
- (2) 県内に在住または通勤(通学)する個人

4 貸出手続

- (1) 借主は、事前に交通安全教育用視聴覚教材・機器貸出申込書(別記様式)を貸主に提出する。
- (2) 貸主は、前項の申込に必要な審査を行い、申込の承諾または拒絶を決定する。当該審査の結果、次の各号に定める事由に該当する場合、貸主は申込を拒絶することがある。
 - ① 申込を受けた貸出期間中、貸出教材等の使用が既に予定されている場合
 - ② 申込に際し、記入事項に虚偽の記載や不備がある場合
 - ③ その他借主が不相当と認めた場合
- (3) 貸主は、前項の審査結果について借主に通知する。承諾の場合は、貸出教材等の引渡し日時も併せて通知する。

5 貸出起算日・期間

貸出期間は7日以内とし、借主の貸出教材等の貸出期間開始日から起算する。ただし、貸出期間終了日が閉庁日(土日祝祭日等)の場合は、その翌開庁日を終了日とする。また、特別の理由があると認めるときは、貸主は貸出期間を延長することができる。

6 貸出教材等の引渡し場所

貸主は、貸主の所在地(大津市京町四丁目1番1号)で引き渡す場合を除き、貸出教材等を借主の指定する日本国内の場所に発送する。

7 借主の順守事項

- (1) 善良な管理者の注意をもって、貸出教材等を使用・保管する。
- (2) 貸出教材等の引渡しを受けてから返還するまでの間に、貸出教材等またはその使用、保管に関して、第三者に損害を与えた場合は、これを賠償する。
- (3) 貸出教材等を滅失(修理不能、所有権の侵害を含む)または毀損(所有権の制限を含む)したときは、その状況を貸主に報告するとともに、その後の処置について貸主の指示を受ける。貸主の責に帰することができない理由による滅失または毀損の場合、その損害を賠償する。
- (5) 貸出教材等を改造・複製・転貸してはならない。
- (6) 政治活動、宗教活動、または営利を目的として貸出を申し込むことはできない。

8 費用負担

教材等のレンタル料は無料とする。ただし、貸出・使用・返却に要する費用は借主の負担とする。

9 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は貸主が別に定める。

付 則

この要領は、令和4年1月20日から施行する。